

不育症、不妊症と 診断された夫婦への 医療費を助成しています

不育症治療費助成について

助成内容	不育症の検査および治療費(医療保険適用と適用外の両方)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻が確認できる法律上の夫婦、または事実上婚姻状態にある男女で、指定医療機関で不育症と診断された方 ・ 不育症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・ 治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方が、市内に住所がある方 	
補助金額	1年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)	
所得制限	なし	
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含まれます。)	

一般不妊治療費助成について

助成内容	一般不妊の検査および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻が確認できる法律上の夫婦、または事実上婚姻状態にある男女で、産科・婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で不妊症と診断された方 ・ 不妊症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・ 治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方が、市内に住所がある方
補助金額	1年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
所得制限	なし
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含まれます。)

※上記の助成を受けた後に出産し、さらに次の出産を希望される方は、再び助成対象となります。
 ※特定不妊治療費助成(体外受精、顕微授精)は、津島保健所☎(26)4137へお問い合わせください。

【申請の受付】

令和3年3月診療分から令和4年2月診療分までを、3月15日(火)までに申請してください。

☎ 健康推進課 ☎(28)5833